公益財団法人 日本野鳥の会
Wild Bird Society of Japan

探鳥会スタッフ通信

2014年
1月号

日本野鳥の会80周年

「探鳥会スタッフ通信」は、探鳥会の考え方や様々な運営手法について、全国の連携団体の探鳥会リーダーの皆様と情報交換を行うための通信です。

目 次

◆安西英明の探鳥会講座
「身近な鳥や雑談の重要性」・・・・・・1
◆探鳥会のリスクマネジメント講座
「探鳥会と保険」・・・・・・・・・・・3
◆探鳥会訪問記（「バードウォッチング入門」四季の森公園）・・・・・・・・・・・・・・ 7
◆探鳥会保険集計結果
（2013年11月分）・・・・・・・・・・ 9
◆普及室からのお知らせ
・「マナーの悪い野鳥観察者や野鳥撮影者を見かけたら・・・」・・・・・・・・・・・・・11
・「勉強会「トコロジストになろう！」のご案内」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
◆探鳥会スタッフ通信の購読について・・13
◆編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・13

◆安西英明の探鳥会講座

「身近な鳥や雑談の重要性」

■図鑑の歴史

現在、高野図鑑（フィールドガイド日本の野鳥）の２度目の改定に取り組んでいるが、私が初めて図鑑を担当したのは、当会発行の『山野の鳥』『水辺の鳥』を 1998 年に新たにする際だ。1972 年初版の『山野の鳥』では最初がワシタカ目だった構成を、身近な鳥から始まるように変えた。「図鑑の並べ方は分類順にすべきだ」と怒られもしたが、分類順でなく、身近な鳥から始まる図鑑を著したのは中西悟堂が最初ではないだろうか？

1936 年（昭和 13 年）発行の中西による『野鳥ガイド』では、第１章で「村落の鳥」と称して比較的身近な鳥から紹介している。ただし、チゴモズ、サンコウチョウ、サンショクイ、コサメビタキ、アオバズクがここに含まれている一方で、キジバト、ヒヨドリ、メジロがない。第２章が「耕地水辺の鳥」でキセキレイ、セグロセキレイが登場し、第３章「渓谷の鳥」、第４章「高原の鳥」と続き、第５章「森林の鳥」としてキジバト、ヒヨドリ、メジロが紹介されている。今や身近な鳥、ハクセキレイはついぞ出てこない。

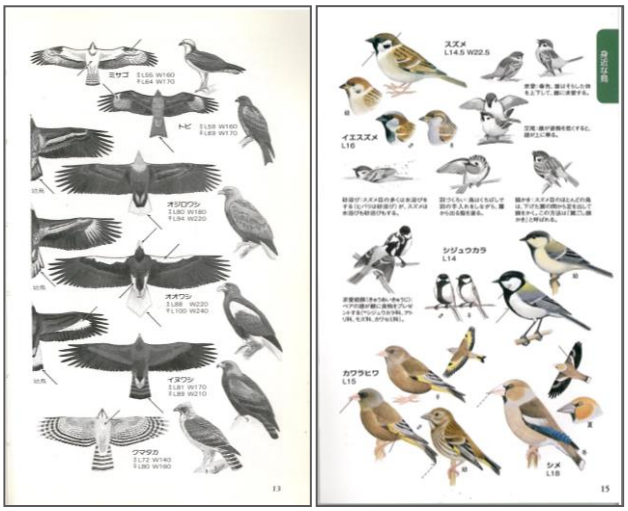

▲当会発行の『山野の鳥』と『新・山野の鳥』の違い

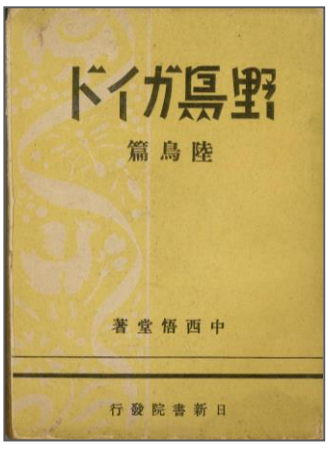

◀『野鳥ガイド』

■身近な鳥の活用

身近な鳥が地域や環境、時代によっても変わることはさておき、探鳥会で身近な鳥を見せないリーダーの問題が本通信 10 月号に載っていた。「ベテランにとっては見飽きた普通種でも初心者にとっては新鮮な出会い」「識別の基礎でもある」とコメントされていた。探鳥会でスズメとカワセミがいた場合、カワセミを見ていただく方がよいだろうが、その大きさはスズメほどであることを解説し、自ら気づけるようになる、スズメを改めて見るようになることにつなげたい。タカ類とカラス類ならタカを見ていただくだろうが、「なぜタカなのか？」はカラスより浅く早いはばたき方、ハヤブサ類でない根拠としてはカラスのように翼の先が開く識別点を紹介できる。野外識別のわかり方、「慣れる」「比べる」「絞り込む」という観点から、身近な鳥は識別の基礎というコメントは的を射ていると思う。

「探鳥会に何度参加しても野鳥がわかるようにならない」という方がよくいるが、それは効果的な指導をされていないためかも知れない。高野さんは「図鑑は読むもの」「読まないとわからない」と言っていた。例えば英語の習得には会話が大切だろうが、文法もわかった方がよい。会話が経験（慣れる）で、文法は読む、考える（比べる、絞り込む）であり、それぞれが補完し合った方が効果的ではないだろうか。

探鳥会では、身近な鳥の魅力や不思議、観察ポイントを、できれば季節に応じて紹介しておくと、興味の継続という効果がある。通勤、買い物、散歩の途中でも気にするようになると、これまで気づかなかった野鳥たちや命のドラマが見えてくることは、皆様も経験済みのはずだ。

また、身近な環境で探鳥会を企画した方が、担当者の負担が少ない上に安全管理、定期開催、集客の上で利点が多く、内容や手法、人材育成などの面で工夫できる余地も多いと思う。

■雑談と歴史

もう１つ探鳥会で大事にしていただきたいのが、雑談の時間だ。案内人は探鳥会で「出現した鳥に対してどんな解説をしようか」と考えるが、解説は話し手から聞き手への一方通行で、相手のニーズと合わなかったりもする。雑談は誰でも分け隔てなくできるので、緊張をほぐすとか、参加者の声を聞くことで相手を知る一助になるなどコミュニケーションをよくするにも有効だ。

実は８０周年を迎えた当会の歴史にも雑談が絡んでいた・・・。M不動産の探鳥会は 60 年を超える歴史があり、当初は中西悟堂や高野伸二が指導役だった。その歴史の中に当会の法人化のきっかけがあったらしい。1968 年の軽井沢探鳥会で野鳥の出現が少なかった際、中西悟堂が「野鳥の会の事務所を拙宅において会費を預かっているが、ずいぶん高額の課税がされるので、大変困っている」と漏らした。それを聞いた同社社長が法人化をアドバイスしたそうだ。

（普及室/安西英明）

◆探鳥会のリスクマネジメント講座

シリーズ第１０回：探鳥会と保険（最終回）

これまで、「探鳥会におけるリスクマネジメント」として９回にわたり連載を行ってきた。連載の最終回として「探鳥会と保険」について述べ、このシリーズを終わりとしたい。

前回、リスクアセスメントの考え方の中で、「リスク移転」といったケースについて述べた。被害規模が大きく発生確率が小さなリスクの場合などには、その対策費用が高額となることが多い。その対策費用が投資に耐えられないと判断される場合などの代表的な対応策がリスク移転であり、具体的には保険に加入することである。しかし、保険に関する知識は必ずしも十分でないことが多く、いざ適用をとなった場合に困ることが予測される。そこで、探鳥会を企画・実行するリーダーたちは、保険に関する予備知識をしっかり学習しておき、不測の事態に備えることが肝要と考える。

■傷害保険と賠償責任保険

保険には、大きく分けて傷害保険と賠償責任保険との２つがあり、その内容は大きく異なっている。一般的に保険といえば傷害保険をイメージする人が多いが、探鳥会等の主催者やリーダーは、賠償責任保険についても十分な知識を得ておく必要がある。そこで、まずこの２つの保険について整理しておこう。

＜傷害保険＞

この保険は、探鳥会等の各種行事の開催中に、参加者（指導者、会員を含む）が、偶然な事故により被った傷害（疾病は対象外）に対して保険金が支払われる保険である。

＜賠償責任保険＞

この保険は、探鳥会等の各種行事の開催中に、主催者やリーダーの管理や指導ミスにより、参加者に対して身体障害を与え、その結果主催者やリーダーが法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対し支払われ保険である。例えば、望遠鏡などの機材を運ぶ際、参加者と接触しけがをさせてしまい、賠償請求された場合とか、参加者を引率・誘導する際、誤って危険な進路を指示したために、参加者がけがをしてしまい、賠償請求された場合などに支払われる保険である。

近年、賠償責任を問われた裁判の事例では、その賠償額が１億円を超えることも少なくなく、主催者としては十分な配慮が必要な保険である。

■探鳥会保険について

公益財団法人日本野鳥の会が、支部等の連携団体が開催する探鳥会活動をサポートする「探鳥会保険」については、すでに多くの連携団体が加入しており、その内容や仕組みを理解している人が多いと思う。しかし、中には探鳥会を開催していながら、全く保険をかけていない連携団体もあることなどから、あらためてその概要を紹介しておこう。

日本野鳥の会「探鳥会保険」とは、公益財団法人日本野鳥の会（以下、「財団本部」という。）や、日本野鳥の会支部等の連携団体（以下、「連携団体」という。）が開催する探鳥会活動をサポートすることを目的に、財団本部が窓口となり取り扱っている保険のことを指している。保険料は財団本部が負担しており、連携団体は一連の手続きさえ行えば、連携団体における金銭的な負担や、面倒くさい加入手続等の事務作業がない極めてお得な保険である。

ただし、この保険は連携団体が行う探鳥会は、財団本部と連携団体が共同開催しているという前提・位置づけで、財団本部が掛け金を払っていることを理解しておいていただきたい。

具体的には、先に述べた「傷害保険」と「賠償責任保険」の２つの保険に加入しており、その保険金額は次のとおりとなっている。

＜傷害保険＞

傷害保険は、「基本プラン」と「追加プラン」の２種が用意されており、「追加プラン」の場合は、追加分は加入した連携団体に負担いただくシステムとなっている。（ここでは、基本プランについて説明）

この保険は、探鳥会等の各種行事の開催中（「管理下」にある間）に、参加者（指導者、会員を含む）が、偶然な事故により被った傷害（疾病は対象外）に対して保険金が支払われる。なお、「管理下」とは、連携団体が指定した集合場所に到着して、探鳥会活動に参加してから解散するまでの間をいうものであり、保険金請求の祭には、各種行事の活動計画表、活動状況に関する実行状況日誌、参加者名簿等の客観資料を提出いただくことになっている。

◆支払われる保険金（支払限度額）等

A）死亡保険金：１名 100 万円
事故の日から 180 日以内に、その障害がもとで死亡した場合に支払われる。

B）後遺障害保険金：１名 ３万円～100 万円
身体に障害が残った場合、その程度により死亡保険金額の 3%～100%が支払われる。（例えば、１腕を失った場合は６０%など。）

C）入院保険金：１日 1,500 円
障害による入院の日数に対して、事故の日から 180 日を限度として支払われる。

D）通院保険金：１日 1,000 円
事故の日から 180 日以内に、その障害による通院の日数に対して、90 日を限度に支払われる。なお、保険金の支払いに当たっては、診断

書等が必要な場合がある。

◆支払いの対象とならない主な事故
- 管理下にない間に生じた事故
- 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- 自動車などの無資格運転、酒酔い運転
- 脳疾患、疾病、心神喪失
- 天災（地震、噴火、津波）
- 他覚症状のないむちうち症および腰痛など

＊宿泊は対象にならないので要注意

＜賠償責任保険＞

この保険についても、探鳥会等の各種行事の開催中（「管理下」にある間）に、管理や指導ミスにより、参加中の会員や一般参加者に対して身体障害を与え、その結果法律上の賠償責任費用を負担した場合に、主催者等が被る損害について支払われるものである。

◆支払われる保険金の内容

A）損害保険金：
示談、裁判等により決定された法律上の損害賠償金等

B）事故発生時に、損害防止、軽減のために要した費用
応急手当、緊急措置費用等

C）弁護士報酬等の争訟

◆支払限度額
- １名につき　　１億円
- １事故につき　５億円を限度
- 免責/１事故　　１千円（請求者負担金）

◆対象とならない損害
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮による損害
- 自動車等の所有、使用、管理等による損害（別に自動車保険で対応）
- 親子間での事故など

〔注〕事故がおこった場合、示談や賠償金を相手に勝手に払ったり、金額を約束したりせずに、速やかに財団事務局に連絡のこと。

■探鳥会保険の加入で十分か？

財団本部で加入している「探鳥会保険」に入っていれば十分かといえば、十分ではない。その理由は、①傷害保険金額の低さ、②近年一般化しつつある賠償責任保険金額の高額化、③探鳥会リーダーによる賠償責任請求への対応問題、④津波・地震等への対応問題などがあるからだ。以下に、項目ごとに詳しく説明したい。

①傷害保険金額の低さ

探鳥会保険にかかる傷害保険金額については、前述したとおりであり、一般的な保険の保障額と比べると十分な金額とはいえない。財団本部としては、この不十分さを補うため、追加プランへの加入や他の傷害保険への重複加入をお勧めしているところである。探鳥会保険の追加プランについては、次のようなメニューがあるので、未加入の連携団体はぜひご検討願いたい。

◆追加プランで支払われる保険金と掛け金

プランＡ
- 死亡保険金　　１名　　300 万円
- 後遺障害保険金　１名　9～300 万円
- 入院保険金　　１日　　4,500 円
- 通院保険金　　１日　　3,000 円
- **保険掛け金　　20 円／人（連携団体負担分）**

プランＢ
- 死亡保険金　　１名　　400 万円
- 後遺障害保険金　１名　12～400 万円
- 入院保険金　　１日　　6,000 円
- 通院保険金　　１日　　4,000 円
- **保険掛け金　　28 円／人（連携団体負担分）**

②近年一般化しつつある賠償責任保険金額の高額化

近年、損害賠償請求され裁判所で結審した事例として、サッカー大会の試合中に落雷に遭い、重度の障害を負った高校生と家族が、当時在学していた高校と主催者に約６億４千万円の損害賠償を求めた訴訟では、学校と体育協会に総額３億円余りの支払いが命じられている。また、奥入瀬渓谷の遊歩道で、落下したブナの枯れ枝で下半身麻痺の後遺症負った夫妻が、国と県に２億３千３百万円の損害賠償を求めた裁判では、１億９千万円の支払いが命じられている。サッカー事故で支払いを命じられた体育協会は、支払いに応じられず破産の手続きをとらざるを得なかったという。

財団本部では、これらの事例に鑑み、賠償責任の金額を従前の５千万円から１億円に増額はしたものの、この額が決して十分なものではないことは事例等から理解いただけると思う。

③探鳥会リーダーによる賠償責任請求への対応問題

探鳥会リーダー等は、主催者（被保険者側）とみなされて賠償責任保険の対象とならない。しかし、家族等から主催者である連携団体に対して、賠償責任が問われないとは限らない。探鳥会保険では、そのような場合に限界があることを知っておく必要がある。

④津波・地震等への対応問題

探鳥会保険や一般的な保険では、地震や洪水・津波等の天災被害は救済されない。しかし、東日本大震災などを思い浮かべてみれば、不安が残るのは筆者ばかりではないと思う。

■保険への追加加入等の勧め

財団本部がかけている探鳥会保険にプラスして別の保険を掛けたり、新たに独自で掛けようと考えておられる連携団体の場合には、社団法人全国社会福祉協議会が取り扱っている「ボランティア

活動保険」をお勧めする。この保険では、地震や津波等の天災についてもオプション契約で補償の対象となる他、探鳥会リーダーへの賠償責任も対象とすることができる。各都道府県の社会福祉協議会で取り扱っており、保険を掛けるためには会員となることが求められるようであるが、連携団体の中にはすでにこの保険に加入しているところもあるので、大きな問題はなかろう。ぜひ、検討願いたい。

■探鳥会保険に関するＱ&Ａ

野鳥の会本部が掛けている「探鳥会保険」に関するＱ&Ａを以下に載せておくので、参考にされたい。

＜加入手続きについて＞

Q1. 探鳥会保険の名簿は、探鳥会の前に送らなくてはならないか？

A. 事前に送る必要はない。ただし、事故が発生した際に、保険会社に提出する必要があるので、必ず参加者名簿を作成しておくこと。

Q2. 探鳥会に外国の方が参加した。海外からの参加者も保険に加入できるか？

A. 国籍等の制限はない。行事参加者であることが前提。ただし身元確認のため、パスポートの写しや、母国での緊急連絡先などを確認しておくこと。

＜保険の対象について＞

Q3. 小・中学生も保険に加入することができるか？

A. 行事参加者であれば、小学生・中学生は問わない。

Q4. トン汁を参加者にサービスする「トン汁探鳥会」で、参加者がお椀をひざの上に落としやけどをした。保険は適用されるか？

A. 「探鳥会」が主な目的で、その延長線上で「トン汁」をサービスしてやけどをしたような場合は、探鳥会保険の対象となる。

Q5. 「トン汁探鳥会」の中で、ビールを飲んだ方が、酔っ払って転び怪我をした。保険は適用されるか？

A. 上記（4）と同様だが、麻薬・覚せい剤等と同様に、正常な行動ができないと予想される事と、本人の重大な過失を問われた場合は、保険の対象にならない場合があるので注意が必要。

Q6. 食べ物を振る舞ったことが原因で腹痛を起こした場合は対象になるか？

A. 食中毒はケガではないので、対象にならない。

Q7. 探鳥会の最中に、参加者がキノコを食べて具合が悪くなってしまった。保険の対象となるか？

A. ケガではないので、対象にはならない。

Q8. 農地を歩いているときに、参加者が散布中の農薬を吸いこんでしまい具合が悪くなった。保険は適用されるか？

A. 「急激性」「外来性」「偶然性」があることから、保険が適用される可能性がある。詳細は問い合わせられたい。

Q9. 「ゴミ拾い探鳥会」で、参加者が落ちていたガラス瓶を拾うときに指を切ってしまった。保険は適用されるか？

A. 上記（4）と同様で、対象となる。

Q10. 環境管理作業とセットなった「保全作業探鳥会」で、エンジン付草刈り機で、参加者に怪我をさせてしまった。保険は適用されるか？　また、カマのみを使った場合に同じような事故が起きた場合、保険は適用されるか？

A. 上記（4）と同様で、草むしり、草刈りなどのカマ程度の器具を使っての事故は保険の対象となるが、動力等が付いている器具を使っての事故は保険の対象とならないので要注意。

Q11. 支部の幹事が、地元の小学校へ出前授業に行った際に、小学校の校庭で、鉄棒に頭をぶつけ、怪我をした。保険の対象となるか？

A. 「出前授業」は、財団本部や連携団体が主催する探鳥会ではないので、保険の対象とならない。同様に、「調査」の場合も探鳥会ではないので、原則として対象にならない。

Q12 バス又は自家用車で移動する探鳥会は対象となるか？

A. バス（路線、チャーター）及び自家用車での移動中の事故は、対象になる。ただし、所定の場所に集合した時から所定の解散地までの間で、なおかつ主催者の管理下にある間に限られる。

Q13. 毎年、離島に船をチャーターして観察会を開催しているが、この探鳥会は保険の対象になるか？

A. 船を使用しての「探鳥会」については、探鳥会保険では補償されない。

Q14. 自宅から集合場所や解散場所までの行き帰りは、補償の対象になるか？

A. 集合場所までの行き帰りについては、探鳥会保険では補償されない。ただし、事前申し込み制で、参加者が自宅を出る前に参加者名簿が保管されている場合は、状況によって対象となる可能性があるので、相談されたい。

＜補足＞

従来、自宅から集合場所、解散場所までの行き帰りについて補償の対象としていたが、2013年８月の契約更改の際、保険代理店との交渉の中で、原則として対象に含めないことになったので、注意願いたい。

Q15. 探鳥会終了後、友人と飲みに行き、その後、

駅の階段で転んでケガをした。保険は適用されるか？

A. 当然のことながら、対象にならない。

＜補償内容について＞

Q16. 基本タイプと追加プランでは、補償内容にどんな違いがあるか？

A. 補償金額が違うだけで、内容に違いはない。

Q17. 補償の対象となる「ケガ」とは、どのようなものか？

A. 「急激性」「外来性」「偶然性」がケガの要素であるので、その状況により判断される。

Q18. 診断書料は保険で支払われるか？

A. 保険会社から支払われる保険金が、１０万円以下の場合は、保険会社が負担する。

＜次のような事故は保障されるか？＞

Q19. 探鳥会の最中、参加者が別の参加者から借りた双眼鏡を落として壊してしまった。保険は適用されるか？

A. 探鳥会保険の賠償保険では、対人の事故の場合のみ。対物の事故の場合には保険の対象とならない。

Q20. 探鳥会の最中に、参加者が熱中症になってしまった。保険は適用されるか？

A. 「熱射病」「熱中症」「日射病」はケガではないので、対象にはならない。

Q21. 探鳥会の最中に参加者が雷に撃たれ、入院することになった。この場合、保険は適用されるか？ また、開催中に地震や竜巻等が発生し、参加者がケガをした場合、保険は適用されるか？

A. 「雷」は保険の対象になる。しかし、天災（地震、噴火、津波等）は対象外。

Q22. 探鳥会で起こった事故により参加者が死亡し、その遺族から連携団体に対して損害賠償請求の裁判が起こされた。この場合保険は適用されるか？

A. 被保険者（財団本部、連携団体）に「過失」があった場合は、賠償責任保険の対象になる。ただし、参加者側にも何らかの過失が見受けられるような場合には、相殺される。

Q23. 探鳥会で起こった事故によりリーダーが死亡し、その遺族から連携団体に対して損害賠償請求の裁判が起こされた。この場合保険は適用されるか？

A. この「リーダー」が、単なる参加者であれば賠償保険対象となるが、行事開催までに企画・実行等に少しでも関わっているようであれば、被保険者側とみなされ賠償保険の対象とならない。

＜その他＞

Q24. 連携団体には、保険証券は発行されないか？

A. 「保険証券」は個人・法人・団体を問わず「契約者」（財団本部）のみに発行にされる。ただし、追加プランの場合には連携団体に対する証書が発行されるが、財団本部で一括預かることにしている。

Q25. 雨で探鳥会が中止になった。念のため集合場所でリーダーが待機している時に、階段から落ちてけがをしてしまった。この場合保険は適用されるか？

A. 申告していただければ、保険の対象となる。

〔付録〕探鳥会におけるネームプレートの工夫

探鳥会におけるリスクマネジメントの一環として、日本野鳥の会埼玉が行っているネームプレートの工夫について紹介しておこう。

この取り組みは、探鳥会参加者にいざというときのために、緊急連絡カードを兼ねたネームプレートを付けてもらう取り組みで、以下に示すようなカードを参加者に作成してもらい、折りたたんで使用し、通常は名前の面を表にしてネームプレートとするものである。

なお、このカードは原則として参加者個人が管理（個人情報は個人が管理）し、いざ問題が起こった時にのみ、リーダーがこれを見て必要な連絡等を行うもので、他の連携団体でも参考にするとよい。

（表面）

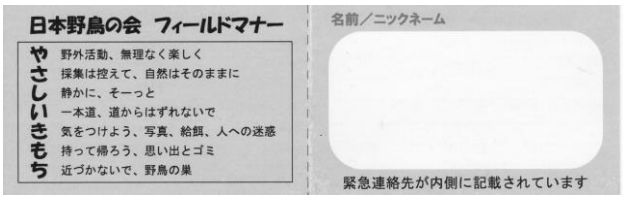

（裏面）

（理事長／佐藤仁志）

◆探鳥会訪問記（「バードウォッチング入門」四季の森公園）

「バードウォッチング入門」四季の森公園（神奈川支部）

参加日時：2013 年１２月２１日（土）
９時 30 分～12 時 00 分
天候：晴れ
参加者：６５名（男性４１名、女性２４名）
リーダー：約 10 名

■探鳥会概要

四季の森公園は神奈川県横浜市にある面積 45.3ha の県立公園です。横浜の市街地にありながら、園内には雑木林と谷戸からなる里山の環境が残っています。

この日は 65 名もの参加があり、半数以上が非会員の方でした。また、参加者の半数近くが探鳥会に初めて参加する方でした。

集合場所の JR 中山駅から 15 分ほど歩き、公園北口から園内に入りました。探鳥会は、４班にグループ分けして行われ、各班、リーダー2、３名、参加者 16 名程で実施されました。探鳥会のコースは班ごとに決まっており、私が加わった班は、北口近くの池からアシ原の湿原、小川、森林へと進むコースでした。

▲班分けをして開始

■探鳥会の様子

「バードウォッチング入門」と銘打たれた今回の探鳥会。リーダーたちは『多くの種類の鳥を見る』ということではなく、『身近な鳥について、行動をじっくり観察する』ということに重きを置いていました。

最初の観察場所の池では、ハクセキレイやカルガモ、カワセミが見られました。

「ハクセキレイが何をしているか分かりますか。池に浮かんだ落ち葉の虫を食べています。細長い嘴はつまんで食べるのに適しています。ヒトも、食べるものや食べ方によって、フォーク、スプーン、箸と道具が違いますね。」

「カルガモが三羽。一羽が攻撃を仕掛けました。三角関係でしょうか。」

「木に留まっているカワセミ、よく見ると下を向いて水面を見ています。魚を探しています。」

アシ原の湿原に進むと、アシ原の中を小鳥が動きました。

「シジュウカラです。アシに付いているこのカイガラムシの仲間を食べています。」

「アオジが食べているのはこちら。イノコヅチという草の種です。太短い嘴で皮を剥いて中身だけを食べます。」

人間の行動と比べたり、鳥の嘴の形と食べているものを観察したりと、楽しい解説が続きました。

▲アシについたカイガラムシを観察

小川沿いを上流に向かい、森林の中へ入りました。

「コゲラがマユミの実を食べています。コゲラは実を丸飲みしますが、大部分は種でフンとなります。マユミは種を運んでもらうために果実を少しだけ提供しています。」

「ドングリがたくさん落ちています。カケスは喉の袋にドングリを数個入れて運び、地面に隠

します。隠したことを忘れることがあるので、そこから芽が出ます。」
「ムクノキにいるのはメジロです。ムクドリは実を丸飲みしますが、小さなメジロはつついていますね。種を運んでくれないので、ムクノキにとってはありがたくないといえます。」
「モミジの種を見たことがありますか。プロペラ状の羽が付いており、このように回転しながら少しでも遠くに移動します。種の散布を風に頼っているということです。」
　植物の種子散布の視点を交えた解説からは、鳥を支える自然や自然の中での鳥の役割がみえてきました。

▲森林の中での観察

■参加者のお話

　以下は探鳥会に参加しながら雑談の中でお聞きした参加者のお話です。

幼稚園と小学校の男の子のご両親：幼稚園の先生に神奈川支部の幹事の方がおり、次男が鳥に興味を持つようになりました。今日も誘っていただき参加しました。モミジの種を初めて見てとても感動しました。

６０才くらいの男性：森林インストラクターをしています。四季の森公園でも活動しており、公園内のポスターで開催を知り、参加しました。

５０才くらいの男性：知人から教えてもらい参加しました。会社の CSR で里山の保全を担当しています。環境管理を主に行っており、生きものの観察はしたことがなかったので勉強のために参加しました。野鳥の会の方は、鳥の生態に詳しいだけでなく、種子や虫など周りの環境についてもお話されており、さすがだなと思いました。

■まとめ

　バードウォッチング入門として、鳥の行動に注目した探鳥会でしたが、細かい識別のポイントの話ではなく、実際に目の前で動いている鳥が何をしているかという話は初心者にも分かりやすく、話にも参加しやすいものでした。また、鳥の行動を観察したことで、種名を同定するだけで終わるのではなく、鳥と虫、植物との関わりなど、自然の面白さや奥深さに触れることが出来、これからバードウォッチングを始める方たちに自然の魅力が存分に伝わる探鳥会だったと思いました。

（普及室／堀本理華）

◆探鳥会保険集計結果（2013 年 11 月分）

11月は63支部からご報告をいただき、計261回の探鳥会が開催され、のべ5,683人が参加されました。

表1．11月の探鳥会保険集計結果（2013 年12月15日現在）

支部	開催回数（回）	参加者数		スタッフ数（人）	合計人数（人）
		会員(人)	非会員(人)		
小清水	−	−	−	−	−
オホーツク支部	1	31	3	1	35
根室支部	−	−	−	−	−
釧路支部	1	10	15	3	28
NPO法人日本野鳥の会十勝支部	−	−	−	−	−
旭川支部	0	0	0	0	0
滝川支部	1	12	0	1	13
道北支部	−	−	−	−	−
江別支部	−	−	−	−	−
札幌支部	2	42	21	5	68
小樽支部	2	7	9	3	19
苫小牧支部	−	−	−	−	−
室蘭支部	1	23	6	3	32
函館支部	−	−	−	−	−
道南桧山	1	11	4	2	17
あおもり	−	−	−	−	−
弘前支部	2	14	2	2	18
秋田県支部	3	30	8	4	42
山形県支部	2	8	7	3	18
宮古支部	−	−	−	−	−
もりおか	3	18	2	8	28
北上支部	1	12	0	2	14
宮城県支部	5	69	23	9	101
ふくしま	1	22	0	3	25
郡山支部	2	25	3	3	31
二本松	1	7	0	2	9
白河	1	6	0	1	7
会津支部	−	−	−	−	−
奥会津連合	−	−	−	−	−
いわき支部	0	0	0	0	0
福島県相双支部	−	−	−	−	−
南相馬	−	−	−	−	−
茨城県	12	131	35	17	183
栃木	−	−	−	−	−
群馬	14	168	57	36	261
吾妻	2	0	0	18	18
埼玉	14	342	47	102	491
千葉県	10	165	59	43	267
東京	16	540	124	79	743
奥多摩支部	12	181	15	46	242
神奈川支部	11	178	39	39	256
新潟県	−	−	−	−	−
佐渡支部	−	−	−	−	−

富山	2	25	10	2	37
石川	2	28	3	4	35
福井県	–	–	–	–	–
長野支部	3	37	13	6	56
軽井沢支部	1	15	12	1	28
諏訪	1	8	15	2	25
木曽支部	–	–	–	–	–
伊那谷支部	1	5	4	2	11
甲府支部	2	47	0	4	51
富士山麓支部	–	–	–	–	–
東富士	–	–	–	–	–
沼津支部	3	25	3	5	33
南富士支部	3	80	10	7	97
南伊豆	1	35	2	4	41
静岡支部	3	42	19	2	63
遠江	2	41	13	13	67
愛知県支部	14	130	102	35	267
岐阜	–	–	–	–	–
三重	3	26	11	5	42
奈良支部	3	100	15	6	121
和歌山県支部	1	2	4	4	10
滋賀	6	54	13	12	79
京都支部	7	84	33	17	134
大阪支部	23	360	102	98	560
ひょうご	5	93	34	10	137
NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部	2	11	4	2	17
島根県支部	2	12	6	2	20
岡山県支部	5	115	50	16	181
広島県支部	6	35	19	6	60
山口県支部	3	12	2	3	17
香川県支部	2	63	6	3	72
徳島県支部	7	83	28	7	118
高知支部	1	1	1	1	3
愛媛	5	40	16	10	66
北九州	2	18	0	2	20
福岡支部	6	87	19	11	117
筑豊	5	28	0	5	33
筑後支部	–	–	–	–	–
佐賀県支部	2	19	6	2	27
長崎県支部	–	–	–	–	–
熊本県支部	–	–	–	–	–
大分県支部	3	21	6	4	31
宮崎県支部	1	10	1	1	12
鹿児島	2	18	4	7	29
やんばる支部	–	–	–	–	–
石垣島支部	–	–	–	–	–
西表支部	–	–	–	–	–
全国	261	3862	1065	756	5683

備考：-は保険の申請がなかったことを示しています。

（普及室）

◆普及室からのお知らせ

■■■マナーの悪い野鳥観察者や野鳥撮影者を見かけたら・・・■■■

日本野鳥の会の連携団体（全国で 90）に野鳥観察や野鳥撮影のマナー問題のアンケートを行ったところ、たくさんの情報をいただきました。

（探鳥会スタッフ通信 2013 年 5 月号に「2012 年度野鳥撮影マナーアンケート集計結果速報」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。URL は、http://www.wbsj.org/info/shibu/tancho/staff201305.pdf）

いただいた中で、マナーの悪い野鳥観察者や撮影者への対応の事例、マナーの範囲を超えて、迷惑問題となっている問題等への対応事例がありました。

この事例を元に、マナーの悪い野鳥観察者や野鳥撮影者を見かけた場合の対応の方法をご紹介しておきます。

なお、今回ご紹介する方法は、あくまでも一例であり、これがすべてではありません。今後より多くの事例や方法をお知らせいただき、情報の共有を進めていければと思っています。

■野鳥観察者・撮影者内での自浄作用がなされる場合もある

多数の野鳥観察者・撮影者が集まっている場合、その中で、互いに注意しあい、野鳥や人へのマナーを守るようになる場合があります。いわゆる「常連さん」とも言われる、その場所に何回も通っている方が、野鳥の生態やマナーについて、正しく理解されていて、マナーの悪い人に注意、指導をしてくれる場合が良い例です。

「常連さん」たちが中心になり、「この場所から近寄らない」「タバコは吸わない」「ゴミは捨てない」等、マナーの悪い人に注意をしているうちに、その場所にある種のルールができあがるという事例です。

■マナー違反をしている野鳥観察者・撮影者との話し合い、注意、説得を、まずは行う

経験上、マナー違反をしている人には、大きく３タイプあるようです。

① 観察や撮影の初心者であり、野鳥の生態やマナーについて、全く知らない人
② マナーについては理解しているが、ちょっとだけという気持ちでマナー違反をしている人
③ マナーについては理解しているが、マナーを守る気がない人

上記の①や②の人は、注意の仕方によっては、理解をしてくれる場合が多いように感じます。③については、とても厄介です。

いずれにしても、いきなり注意をされると、注意される側も過敏に反応してしまうもの。まずは、下手に出て、感情的にならず、話を聞いてもらうところからのスタートになります。ただし、罵倒されたり、脅されたりする事例も少なからずあるため、注意が必要です。

また、③のような人が多く、全体の人数も多く、注意程度ではまったく状況が改善しない場合もあります。

このような状況になったら、これは、マナー問題ではなく、「野鳥や人への迷惑行為」です。公園や森林の管理者や、警察と連携した対応が必要になります。

■具体的な管理の方法は？

迷惑問題への対応の方法ですが、以下のような方法があります。

・マナー喚起の看板の設置する

土地所有者や管理者と協力して、離れて観察・撮影してもらう看板の設置や、立ち入り制限の看板の設置を行う。

・近づき過ぎないようロープを張る（ロープピング）

土地所有者や管理者と協力して、営巣場所等に近づき過ぎないようロープを張る。

・林道等を立入り禁止にする

土地所有者や管理者と協力して、林道等を立入り禁止とする。

■誰が注意するか、誰が動けばよいのか？

迷惑問題に対して、誰が動けば良いのか、いろいろ悩ましい問題でもあります。地権者、地元自治体、鳥獣保護員、警察等が、積極的に動

いてくれれば、それに越したことはありません。しかし、なかなかそんな理想的な状況になることはありません。

もし、自分のフィールドで、道路や悪質なものについては、警察に通報してしまう方法もあります。また、地元の鳥獣保護員や土地の所有者、管理者とともに対応を検討し、実施することができれば効果的です。

■河川および河川敷の場合

河川の管理者は、河川の状況により異なります。

一級河川　国土交通大臣
二級河川　都道府県知事
準用河川　市町村長

河川敷において集団で観察・撮影を行い交通の妨げになっている場合、河川内で生簀を設置している場合、枝を伐採したり草を刈り取っている場合などは、河川管理者に連絡し、注意してもらうと同時に、管理者と対応を検討し、実施していくことが効果的です。

※最上川電子大辞典
http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/enc/words/02ka/ka-006.html

■公園の場合

公園には、国が管理するもの、都道府県が管理するもの、市町村が管理するもの等、必ず管理者が存在します。

餌付けをして観察・撮影をしたり、集団で観察・撮影し交通の妨げになっている場合などは、公園管理者に連絡し、注意してもらうと同時に、管理者と対応を検討し、実施していくことが効果的です。

■森林の場合

森林には所有者や管理者が存在します。国有林、都道府県有林、市町村有林、個人や企業の所有林等です。

小鳥が営巣している近くに多人数が近づき、観察・撮影している場合などは、所有者や管理者に連絡し、注意してもらうと同時に、管理者と対応策を検討し、ロービングや立入り禁止等の措置を実行していくことができます。

■田畑・畦・農道の場合

田畑や畦は、個人の所有地の場合が多いです。勝手に入ると不法侵入となる場合もあります。また、田畑の周辺の農道は、市町村や都道府県が管理者です。

道路上に多数の自動車が駐車されている場合、交通の妨げになっている場合等は、警察に通報しましょう。

畦や田畑に入り込んでいる場合は、近くで農作業をしている方に、土地の所有者を教えてもらい、所有者に状況を説明し、対応を検討していくことが重要です。悪質な場合は、警察に通報することも考えられます。

■道路の場合

道路には、国道、都道府県道、市町村道、私道等があります。道路は、道交法でさまざまな規制がされていますので、自動車がたくさん駐車していて交通の妨げになっている場合、長時間駐車している場合などは、警察に通報しましょう。

■神社・寺院

神社や寺院には、老齢な巨木が残っている場合が多く、フクロウ類の営巣地となっている場合があります。

神社や寺院は、基本的に公開の場となっているため、多くの観察者や撮影者が押し寄せる場合があります。

土地所有者に状況を説明し、立て看板の設置や、営巣木から一定の距離を保つようにロービングを行ったり、悪質な場合やコントロールが利かない場合は立入り禁止の措置をとるなどの対応が考えられます。

次号から、いくつかの事例をご紹介します。また、自治体や新聞、写真コンテスト等に、マナー問題への協力を求めていく上で、事例はより多い方に越したことはありません。ぜひとも事例をお送りください。

（普及室／富岡辰先）

■■■勉強会「トコロジストになろう！」のご案内■■■

普及室では、自然や自然保護をテーマにした勉強会を不定期に開催しています。

１月３１日（金）は、「トコロジストになろう！」というテーマで行います。「トコロジスト」とは、その場所の専門家という意味。鳥や植物、虫の専門家ではなくて、自分のお気に入りの場所についてなら、自然のことも歴史のことも文化のこともあらゆることに精通している人のことです。

昨年１０月に「トコロジストになろう！」という本を出版した箱田が、なぜ今トコロジストなのか、トコロジストの楽しみ方についてお話しします。ご参加の方には「トコロジストになろう！」を差し上げます。

ご参加お待ちしています。

＜詳細＞

【タイトル】「トコロジストになろう！」

【講　師】箱田敦只（会普及室室長代理）

【日　時】２０１４年１月３１日（金）
１９時～２１時

【会　場】（公財）日本野鳥の会　会議室（東急目黒線「不動前」下車徒歩５分）
http://www.wbsj.org/about-us/summary/office/

【定　員】４０名・先着順

【申し込み】１月２９日（水）までにメールで、「トコロジスト参加希望」と明記し、①お名前　②所属　③電話番号　④参加人数を、tancho-staff@wbsj.org までお送りください。

【問い合わせ】
日本野鳥の会　普及室　堀本、箱田
Tel：　03-5436-2622
e-mail：　tancho-staff@wbsj.org

◆探鳥会スタッフ通信（電子メール版）の購読について

探鳥会スタッフ通信は、支部の探鳥会スタッフならどなたでも購読できます。（無料です）

ご希望の方は、「探鳥会スタッフ通信希望」と明記のうえ、①支部名 ②担当している探鳥会名 ③お名前 ④ご住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス（パソコンやスマートフォンのアドレス）を記入し、tancho-staff@wbsj.org へお申し込みください。バックナンバーとともにメール版を送信いたします。

配信を希望されない、メールアドレスの変更などについても、tancho-staff@wbsj.org までお知らせください。

★編集後記

日本野鳥の会は、今年創立 80 周年をむかえます。今月号から表紙右上に 80 周年のロゴマークを付けてお届けします。

探鳥会スタッフ通信では、探鳥会運営に役立つ、より良い通信を目指して、目下新企画を検討中です。今年もよろしくお願いいたします。

（普及室／堀本理華）

日本野鳥の会
探鳥会スタッフ通信　第10号
◆発行
（公財）日本野鳥の会　　2014年1月17日
◆担当
普及室　普及教育グループ
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-9-23丸和ビル
TEL：03-5436-2622
FAX：03-5436-2635
E-mail：tancho-staff@wbsj.org